

## 省エネ住宅新築等事業費補助金交付要領

制定 令和4年4月26日

最終改正 令和8年4月10日

省エネ住宅新築等事業費補助金の交付については、省エネ住宅新築等事業費補助金交付要綱（制定：令和4年静岡県告示第326号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 定義

- ① 要綱第2④の知事が別に定めるものとは、住宅フランチャイズ（ハウスメーカー等がフランチャイズ本部となり、本部の商品、営業や販売に関するノウハウを加盟店である工務店等が使用できる事業契約をいう。）に加盟しているものをいう。
- ② 要綱第2③の知事が別に定めるところにより認定された認定工場とは、しずおか優良木材認証審査会が認定した認定工場をいう。
- ③ 要綱第2②の知事が別に定めるところにより静岡県産材であることが証明されたとは、静岡県産材証明制度により静岡県産材であることが証明されたものをいう。
- ④ 要綱第2①の森林認証された森林とは、独立した第三者機関（認証機関）により一定の基準等に基づき審査及び認証された森林をいう。
- ⑤ 要綱別表の店舗等とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3第1項各号に定める用途に供するものとする。

### 第2 補助対象者

補助の対象となる者は、交付申請日において、次のいずれにも該当する者であって、第3に規定する補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行うものとする。

- ① 個人であって自ら居住するために県内において住宅を新築する者又は新築住宅を購入する者をいう。
- ② 第5の規定による交付決定の通知を受けた日以後に補助事業に着手し、第9の表の該当する申請区分の提出期限の欄の日までに補助事業の完了が可能である者
- ③ 次のいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
  - イ 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
  - エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

### 第3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① 省エネ住宅新築事業  
補助対象となる新築工事が、次のいずれにも該当すること。
  - ア 国及び県の補助金（国費又は県費を活用する市町の補助金を含む。）の交付を受けていない、又は受ける予定のない工事であること。
  - イ 関係する法令等を遵守して行う工事であること。

## ④ 省エネ住宅購入事業

補助対象となる新築住宅の購入が、次のいずれにも該当すること。

- ア 購入に対し国及び県の補助金（国費又は県費を活用する市町の補助金を含む。）の交付を受けない、又は受ける予定がないこと。
- イ 購入する住宅が関係する法令等を遵守して建築されたものであり、当該住宅の売買も関係する法令等を遵守して行われるものであること。

## 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

- ① 数年後に解体若しくは用途変更又は所有権の移転を予定している住宅の新築又は購入
- ② 門、塀等いわゆる外構に係る工事又は購入
- ③ 住宅であって台所、便所及び風呂の全てが揃っていないものの工事又は購入
- ④ 住宅の新築又は購入に伴う土地の取得又は賃借
- ⑤ その他補助金の交付が適切でないもの

## 第4 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の着手前に、要綱第4

(1)エのその他知事が必要と認める書類として別表1に掲げる書類を添えて、下表の該当する申請区分の募集終了の欄の日までに知事に申請しなければならない。

申請区分	募集開始	募集終了
第1期	令和8年5月	令和8年10月14日
第2期	令和8年11月	令和9年3月12日

2 第5の規定による補助金の交付決定前に補助対象事業に着手する必要がある場合は、交付申請前に省エネ住宅新築等事業事前着手届（要領様式第4号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の届出を受理した場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、申請者に通知するものとする。

## 第5 交付の決定

知事は、第4第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

## 第6 変更の承認申請

第5の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第4の規定による申請内容に変更が生じた場合には、要綱様式第4号に、要綱第6エのその他知事が必要と認める書類として別表1に掲げる書類のうち変更が生じた書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を受理した場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付決定者に通知するものとする。

## 第7 計画の遅滞等

交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

## 第8 補助対象事業の廃止又は中止

交付決定者が補助対象事業の廃止又は中止をしようとする場合は、省エネ住宅新築等事業計画廃止（中止）届（要領様式第5号）を知事に提出しなければならない。

## 第9 実績報告

交付決定者は、当該補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了の日から起算して30日を

経過した日又は下表の該当する申請区分の提出期限の欄の日のいずれか早い日まで、要綱様式第5号に、要綱第7(ロ)エのその他知事が必要と認める書類として別表2に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

申請区分	提出期限
第1期	令和9年3月12日
第2期	令和10年1月31日

#### 第10 補助金の額の確定

知事は、第9の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

#### 第11 補助金の請求

第10の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、通知を受領した日から起算して10日以内に請求書を知事に提出しなければならない。

#### 第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

##### 附 則

この要領は、要綱の告示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

##### 附 則

この改正は、令和5年5月8日から適用する。

##### 附 則

この改正は、令和6年4月5日から適用する。

##### 附 則

この改正は、令和6年7月2日から適用する。

##### 附 則

この改正は、令和7年4月11日から適用する。

##### 附 則

この改正は、令和8年4月10日から適用する。

## 別表 1（交付の申請）

- (1) 省エネ住宅新築等事業費補助金交付申請書（要綱様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（要綱様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（要綱様式第 3 号）
- (4) 工事（購入）内容等計画書（要領様式第 1 号）
- (5) 確認及び誓約書（要領様式第 2 号）
- (6) 設計図書（平面図、立面図）
- (7) 木びろい表（要領様式第 3 号）（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- (8) 住民票の写し（世帯全員が確認できるもの）
- (9) 本人が確認できる書類（運転免許証、パスポートの写し 等）並びに金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人（カナ）が確認できる書類（通帳の写し 等）
- (10) 口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書
- (11) 別に定めるチェックリスト
- (12) その他知事が必要と認めるもの

## 別表 2（実績報告）

- (1) 実績報告書（要綱様式第 5 号）
- (2) 事業実績書（要綱様式第 2 号）
- (3) 収支決算書（要綱様式第 3 号）
- (4) 工事内容等実績書（要領様式第 1 号）
- (5) 外皮性能及び一次エネルギー消費量がわかる第三者機関による評価書
- (6) 外皮性能及び一次エネルギー消費量がわかる計算書（評価機関の押印があるもの）及び仕様書等（外皮性能及び一次エネルギー消費量の計算に係る仕様がわかるもので、評価書の申請時に提出したもの（評価機関の押印があるもの））
- (7) 建築工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (8) 完成時の写真（外観、各階の内観各 1 枚）
- (9) 納品書等（仕様書等に表記されている断熱材、サッシ、機器等の納入がわかるもの）（(5)において建設住宅性能評価書を添付している場合は、仕様書等及び納品書等を省略することができる。）
- (10) しずおか優良木材製品出荷証明書（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- (11) 県産材販売管理票の写し（しずおか優良木材等補助加算の場合）
- (12) 住民票の写し（補助対象住宅への入居が確認できるもの（世帯全員））
- (13) 建築基準法に基づく検査済証の写し（確認申請不要の地域は建築工事届の写し）
- (14) 別に定めるチェックリスト
- (15) その他知事が必要と認めるもの